

離島振興法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表条文

離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法別表（三）の政令で定める道路）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（法第七条第三項の政令で定める事業）</p> <p>第二条 法第七条第三項の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 離島の地理的及び自然的特性を生かした国内及び国外の地域との交流（産業の振興、教育及び文化の振興又は観光の開発に資するものに限る。）のための施設の整備に関する事業その他当該交流の促進に関する事業</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に必要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定する事業</p> <p>（法第七条第五項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算定基準）</p> <p>第三条 法第七条第五項の規定により補助する場合の同項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）の本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合</p>	<p>（法別表（三）の政令で定める道路）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（法第九条第四項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算定基準）</p> <p>第二条 法第九条第四項の規定により補助する場合の同項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）の本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合</p>

にあつては、買収費とする。以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2・3 (略)

(法第七条第五項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算定基準)

第四条 法第七条第五項の規定により補助する場合の同項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の施設の建築の工事費及び事務費とする。

2・4 (略)

(法第七条第六項の規定による簡易水道事業の用に供する水道施設のの新設等に要する費用の範囲)

第五条 法第七条第六項の規定により国が補助する場合の簡易水道事業の用に供する水道施設のの新設又は増設に要する費用の範囲は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第六条 法第十条第五項の規定により国が補助する場合の同項に規定する事業に係る費用は、都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める算定基準に従つて算定した額とする。

附則

にあつては、買収費とする。以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2・3 (略)

(法第九条第四項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算定基準)

第三条 法第九条第四項の規定により補助する場合の同項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の施設の建築の工事費及び事務費とする。

2・4 (略)

(法第九条第五項の規定による簡易水道事業の用に供する水道施設のの新設等に要する費用の範囲)

第四条 法第九条第五項の規定により国が補助する場合の簡易水道事業の用に供する水道施設のの新設又は増設に要する費用の範囲は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第五条 法第十二条第五項の規定により国が補助する場合の同項に規定する事業に係る費用は、都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める算定基準に従つて算定した額とする。

附則

2 法附則第四項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

6 法附則第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

2 法附則第七項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

6 法附則第十項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

改正案		現行	
附則		附則	
<p>（自治行政局の所掌事務の特例）</p> <p>第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>（自治行政局の所掌事務の特例）</p> <p>第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	事務	期限	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>平成二十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>平成十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

改 正 案		現 行	
附 則		附 則	
<p>（農村振興局の所掌事務の特例） 第三条 農村振興局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>（農村振興局の所掌事務の特例） 第三条 農村振興局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期 限	事 務	期 限	事 務
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>平成二十五年 三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。</u>）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること[°]</p>	<p>平成十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。</u>）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること[°]</p>

改正案		現行	
<p>附則 （都市・地域整備局の所掌事務の特例） 第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
期限	事務	期限	事務
（略）	（略）	平成十五年三月三十一日	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興計画（離島振興法第五条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する</p>			

平成二十五年 三月三十一日	離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

（国土計画局総務課の所掌事務についての読替え）
 第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十四条第五号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十五年四月一日から 平成十七年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会
平成十七年四月一日から 平成十九年三月三十一日	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科

平成十五年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会
平成十五年四月一日から 平成十七年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会
平成十七年四月一日から 平成十九年三月三十一日	、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会

（国土計画局総務課の所掌事務についての読替え）
 第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十四条第五号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十五年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会
平成十五年四月一日から 平成十七年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会
平成十七年四月一日から 平成十九年三月三十一日	、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会

までの間	平成十九年四月一日から 平成二十五年三月三十一 日までの間
会	豪雪地帯対策分科会及び離島振興 対策分科会

(都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)
 第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成二十五年三月三十一
 日まで置かれるものとする。

2 (略)

(都市・地域整備局離島振興課の所掌事務の特例)
 第十一条 都市・地域整備局離島振興課は、第九十一条に規定する
 事務のほか、平成二十五年三月三十一日までの間、次に掲げる事
 務をつかさどる。

一・二 (略)

までの間	
------	--

(都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)
 第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成十五年三月三十一日
 まで置かれるものとする。

2 (略)

(都市・地域整備局離島振興課の所掌事務の特例)
 第十一条 都市・地域整備局離島振興課は、第九十一条に規定する
 事務のほか、平成十五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務
 をつかさどる。

一・二 (略)

改正案

現行

附則

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

附則

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律	課
----	-----	----	---

期限	分科会	法律	課
----	-----	----	---

（略）	（略）	（略）	（略）
平成二十五年 三月三十一日	離島振興対 策分科会	離島振興法（昭 和二十八年法律 第七十二号）	国土交通省都市 ・地域整備局離 島振興課

（略）	（略）	（略）	（略）
平成十五年三 月三十一日	離島振興対 策分科会	離島振興法（昭 和二十八年法律 第七十二号）	国土交通省都市 ・地域整備局離 島振興課

改正案

現行

（漁港管理者の費用の負担基準）
 第三条 国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業を施行する場合において、法第二十条第一項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表のとおりとする。

（漁港管理者の費用の負担基準）
 第三条 国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業を施行する場合において、法第二十条第一項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表のとおりとする。

2 (略)	負担の対象となる特定漁港漁場整備事業	漁港の種類	負担割合
		第三種漁港	当該事業に要する経費の百分の二十（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号） <u>第四条</u> 第一項の離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、百分の十五）
	外郭施設又は水域施設に係るもの	第四種漁港	

2 (略)	負担の対象となる特定漁港漁場整備事業	漁港の種類	負担割合
		第三種漁港	当該事業に要する経費の百分の二十（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号） <u>第五条</u> 第一項の離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、百分の十五）
	外郭施設又は水域施設に係るもの	第四種漁港	

改 正 案	現 行
<p>（国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる工事で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第四条第一項の離島振興計画に基づくもの（第二項又は前項に規定する工事を除く。）</u>に要する費用に対する国の負担率は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる工事にあつては二十分の十一、同項第六号に掲げる工事にあつては二分の一とする。</p> <p>附 則</p> <p>7 第八条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同号中「三分の二」とあるのは「<u>四十分の二十一</u>（北海道において施行されるもの及び離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第四条第一項の離島振興計画に基づくもの</u>にあつては、二十分の十一）」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「<u>四十分の二十一</u>（離島振興法第五条第一項の離島振興計画に基づくもの）<u>同号に掲げる工事を除く。</u>」にあつては、二十分の十一」と、同条第三項及び第四項中「<u>五分の三</u>」とあるのは「<u>二十分の十一</u>」とする。</p>	<p>（国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる工事で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第五条第一項の離島振興計画に基づくもの（第二項又は前項に規定する工事を除く。）</u>に要する費用に対する国の負担率は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる工事にあつては二十分の十一、同項第六号に掲げる工事にあつては二分の一とする。</p> <p>附 則</p> <p>7 第八条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同号中「三分の二」とあるのは「<u>四十分の二十一</u>（北海道において施行されるもの及び離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第五条第一項の離島振興計画に基づくもの</u>）<u>にあつては、二十分の十一</u>」（と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「<u>四十分の二十一</u>（離島振興法第五条第一項の離島振興計画に基づくもの）<u>同号に掲げる工事を除く。</u>」にあつては、二十分の十一」と、同条第三項及び第四項中「<u>五分の三</u>」とあるのは「<u>二十分の十一</u>」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国の負担金の割合の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第四条第一項</u>の離島振興計画に基づいて行われるもののうち、第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。</p>	<p>（国の負担金の割合の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第五条第一項</u>の離島振興計画に基づいて行われるもののうち、第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国庫補助）</p> <p>第二十二条 法第二十二条の規定による市町村に対する国の補助は、次の各号に掲げる額について行うものとする。</p> <p>一 し尿処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の三分の一以内（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第四条</u>第一項の離島振興計画）以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、二分の一以内）の額</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（国庫補助）</p> <p>第二十二条 法第二十二条の規定による市町村に対する国の補助は、次の各号に掲げる額について行うものとする。</p> <p>一 し尿処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の三分の一以内（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）<u>第五条</u>第一項の離島振興計画）以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、二分の一以内）の額</p> <p>二・三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定（<u>第十条第一項第一号に限る。</u>）</p> <p>十四～三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定（<u>第十条第一項第一号に限る。</u>）</p> <p>十四～三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>